

大阪市告示第1781号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を 除く。)	令和7年1月14日(火)	午前9時から
	令和7年1月27日(月)	午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年1月3日(金)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年1月4日(土)	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月6日(月)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年1月14日(火)	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月20日(月)	午前9時から
	令和7年1月27日(月)	午後1時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を 除く。)	令和7年1月13日(月)	午前7時から
	令和7年1月26日(日)	午後9時まで

長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年1月5日(日)	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月7日(火)から 同月11日(土)まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月12日(日)から 同月13日(月)まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月15日(水)から 同月18日(土)まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月19日(日)	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月21日(火)から 同月25日(土)まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月26日(日)	午前9時から 午後6時まで
	令和7年1月28日(火)から 同月31日(金)まで	午前9時から 午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	令和7年1月26日(日)	午前7時から 午後9時まで
長居庭球場	令和7年1月6日(月)から 同月10日(金)まで	午前9時から 午後9時40分まで
	令和7年1月13日(月)から 同月17日(金)まで	
	令和7年1月20日(月)から 同月24日(金)まで	
	令和7年12月27日(月)から 同月31日(金)まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)